

平成 27 年 (2015 年) 6 月 19 日  
 総務部情報公開・法務課法務係  
 (課長) 福田雄一 (担当) 北島隆英  
 電 話 : 026-235-7057 (直通)  
 026-232-0111 (代表) 内線 2287  
 F A X : 026-235-7370  
 E-mail : kokai@pref.nagano.lg.jp

## 平成 27 年 6 月 県議会定例会提出予定条例案の概要

一部改正条例案 11 件を提出予定です。

番号	条 例 案 の 概 要
1	<p><b>住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例の一部を改正する等の条例案</b></p> <p>住民基本台帳法の一部改正により、指定情報処理機関制度が廃止され、地方公共団体情報システム機構が本人確認情報処理事務を実施することとなることに伴い、次の条例について所要の改正を行うとともに、住民基本台帳法に基づく情報提供手数料の額に関する条例を廃止します。</p> <p>(1) 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例            (2) 住民基本台帳法に基づく本人確認情報を利用することができる事務を定める条例</p> <p style="text-align: right;">(平成 27 年 10 月 5 日から施行)</p> <p>市町村課 026-232-2557 (FAX) Email: shichoson@pref.nagano.lg.jp</p>
2	<p><b>職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>職員が特別養子縁組を成立させるための監護に専念することができる特別養子縁組休暇制度を新設します。</p> <p style="text-align: right;">(平成 27 年 8 月 1 日から施行)</p> <p>人事課 026-235-7395 (FAX) Email: jinji@pref.nagano.lg.jp</p>

3	<p><b>長野県職員退職手当条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>地方公務員等共済組合法等の一部改正に伴い、規定を引用している次の条例について所要の改正を行います。</p> <p>(1) 長野県職員退職手当条例 (2) 職員の再任用に関する条例</p> <p style="text-align: right;">(平成 27 年 10 月 1 日から施行)</p> <p>人事課 026-235-7395 (FAX) Email: jinji@pref.nagano.lg.jp</p>
4	<p><b>長野県県税条例等の一部を改正する条例案</b></p> <p>地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正するほか、所要の改正を行います。</p> <p>(1) 法人事業税の外形標準課税の拡大等 所得割の税率を引き下げるとともに、外形標準課税（付加価値割及び資本割）を拡大します。</p> <p>(2) 地方消費税率の引上げ時期の変更 税率の引上げ時期を 1 年半延長し、平成 29 年 4 月 1 日とします。</p> <p>(3) 個人県民税のふるさと納税に係る改正 特例控除額の上限を所得割の 2 割（現行 1 割）に引き上げます。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日（(1)は、平成 28 年 4 月 1 日）から施行)</p> <p>税務課 026-235-7497 (FAX) Email: zeimu@pref.nagano.lg.jp</p>
5	<p><b>長野県公告式条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>知事等の規則の公布について、業務の簡素化の観点から、知事等の署名による方式を見直し、記名による方式とします。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>情報公開・法務課 026-235-7370 (FAX) Email: kokai@pref.nagano.lg.jp</p>
6	<p><b>食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>食品等事業者が遵守すべき公衆衛生上講ずべき措置の基準について、より食品の安全性の確保等を図る観点から、危害分析・重要管理点方式（H A C C P）を用いる場合の基準を加えるほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>食品・生活衛生課 026-232-7288 (FAX) Email: shokusei@pref.nagano.lg.jp</p>

7	<p><b>長野県食品安全・安心条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>食品表示法において食品及び添加物の表示の基準が規定されたことに伴い、表示違反等の場合の自主回収報告制度に係る規定について所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>食品・生活衛生課 026-232-7288 (FAX) Email: shokusei@pref.nagano.lg.jp</p>
8	<p><b>長野県流域下水道条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>下水道法の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(水防法等の一部を改正する法律の施行の日から施行)</p> <p>生活排水課 026-235-7399 (FAX) Email: ryuiki@pref.nagano.lg.jp</p>
9	<p><b>長野県工科短期大学校条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>産業の振興に寄与することを目的として、高度な技能及びこれに関する知識を有する人材を養成するとともに、専門的な技術を研究するため、長野県南信工科短期大学校（上伊那郡南箕輪村）を設置するとともに、長野県伊那技術専門学校を廃止します。</p> <p style="text-align: right;">(平成 28 年 4 月 1 日から施行)</p> <p>人材育成課 026-235-7328 (FAX) Email: jinzai@pref.nagano.lg.jp</p>
10	<p><b>長野県建築基準条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>建築基準法の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>建築住宅課 026-235-7479 (FAX) Email: kenchiku@pref.nagano.lg.jp</p>

11

**県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例案**

福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行います。

(公布の日から施行)

建築住宅課公営住宅室 026-235-7486 (FAX) Email: jutaku@pref.nagano.lg.jp